

秋田県若年がん患者在宅療養支援事業実施要綱

第1 目的

秋田県若年がん患者在宅療養支援事業（以下、「本事業」という。）は、若年のがん患者が医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと診断されたときに、住み慣れた自宅で最期まで自分らしく安心して日常生活を送ることができるよう、在宅における生活で必要となる福祉用具の貸与・購入について支援し、がん患者及びその家族の経済的負担の軽減を図ることでQOL向上につなげることを目的とする。

第2 実施主体

本事業の実施主体は、秋田県とする。

第3 対象者

本事業の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

- ①秋田県内に住所を有すること
- ②第4によるサービスの利用の時点において、18歳以上40歳未満であること
（18歳又は19歳である者については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない者に限る。）
- ③医師が医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したがん患者であること
- ④在宅での生活を営むうえで、福祉用具（別表1）の利用が必要となること
- ⑤本事業以外の制度によっては、本事業と同等の助成又は給付を受けることができないこと

第4 助成の対象

本事業においては、介護保険法（平成9年法律第123号）に規定された居宅サービスのうち、次に掲げるサービスを第5に規定する助成の対象とする。

- ①福祉用具貸与
- ②福祉用具購入

第5 サービス利用料への助成

- （1）知事は、本事業の対象者が第4に規定するサービスを利用した場合、当該サービスの利用に要した費用の一部を助成するものとし、助成額は次により算出する。ただし、算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てる。

- ①アに定める基準額とイに定めるサービス利用料の実支出額とを比較して、少ない

方の額を選定する。

ア 基準額 別表 2 に掲げる額

イ サービス利用料 第 4 に規定するサービスの利用に要した費用

②前号により算定した額に 100 分の 90 を乗じて得た額

(2) 知事は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定に基づく被保護者に対する助成額については、前項①により算定した額に 100 分の 100 を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に 1 円未満の端数が生じた場合は、端数金額を切り捨てる。

第 6 申請

第 3 に規定する対象者であって、本事業を利用しようとする者（以下、「申請者」という。）は、利用申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

①申請者の住所及び生年月日を証明する書類の写し

②その他知事が必要と認める書類

第 7 医師の意見の聴取

知事は、申請者の病状の確認その他必要と認める場合には、申請書に署名した医師に意見を求めることができるものとする。

第 8 支援の決定及び通知並びに支援の有効期間

(1) 知事は、第 6 による申請があったときは、速やかに支援の可否を決定し、支援承認通知書（様式第 2-1 号）又は支援不承認通知書（様式第 2-2 号）により申請者に通知するものとする。

(2) 知事は、前項の決定により支援の不承認を通知するときは、不承認となった理由を明記するものとする。

(3) 第 1 項の決定による支援の有効期間は、申請日から第 10 による廃止の決定若しくは第 11 による中止又は取消しの決定をした日までとする。

第 9 変更又は廃止の申請

申請者は、第 8 (3) の有効期間中において、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに変更（廃止）申請書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

①申請内容に変更が生じたとき

②第 4 に規定するサービスの利用を終了したとき

第 10 変更又は廃止の可否の決定

- (1) 知事は、第 9 による変更（廃止）申請書の提出があったときは、速やかに変更又は廃止の可否を決定し、変更承認通知書（様式第 4－1 号）又は変更不承認通知書（様式第 4－2 号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 知事は、前項の規定により変更の不承認を通知するときは、不承認となった理由を明記するものとする。

第 11 利用の中止又は取消し

- (1) 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、支援を中止し、又は取り消すことができる。
 - ① 疾病の状況の変化等により支援事業を継続することが困難であると認められたとき
 - ② 申請内容に虚偽が存する等、知事が支援事業を継続することが適当でないと認めたとき
 - ③ 第 8（1）による支援の決定日又は最後に請求を行った日から起算して 1 年間請求がなかったとき
- (2) 知事は、前項の規定による中止又は取消しをしたときは、中止（取消）通知書（様式第 5 号）により、申請者に通知するものとする。

第 12 サービスの提供事業者

- (1) 申請者は、第 4 に規定するサービスの利用に当たっては、当該サービスを提供する事業者（以下、「サービス提供事業者」という。）に依頼のうえ、当該サービスの提供を受けるものとする。
- (2) 前項のサービス提供事業者は、介護保険法に基づき知事が福祉用具の貸与又は販売に係る指定をした事業者に限る。

第 13 助成金の請求

- (1) 申請者は、助成金の交付を受けようとするときは、交付申請書（様式第 6 号）に次に掲げる書類を添えて、知事に請求しなければならない。
 - ① 請求書
 - ② 利用したサービスの領収証（写）又はサービス提供事業者及び利用内容が記載された明細書等（写）
- (2) 前項の規定にかかわらず、申請者が病状等の理由により自ら同項の請求を行うことが困難である場合又は申請者が死亡した場合は、申請者の家族が代わって同項の請求を行うことができる。この場合において、当該家族は、その事由を報告するとともに申請者との関係等を確認できる書類を添付しなければならない。

- (3) 前2項の請求は、第4に規定する福祉用具の貸与を利用した日又は福祉用具の購入日の属する年度内に行うものとする。ただし、知事が年度内に請求することが困難であると判断した場合は、第4に規定する福祉用具の貸与を利用した日又は福祉用具の購入日の属する年度の翌年度の3月末日（休日の場合はその直前の開庁日）まで行うことができるものとする。

第14 助成金の交付

知事は、第13(1)または(2)の請求があった場合は、速やかに内容を審査のうえ、適当と認められたときは助成金を交付するものとする。

第15 助成金の返還

知事は、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けた者があると認めたときは、当該交付を受けた者に対して、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年7月28日から施行する。

別表 1（第 4 関係）

福祉用具の種類

第 4 ①に係るもの	
1	車いす
2	車いす付属品
3	特殊寝台
4	特殊寝台付属品
5	床ずれ防止用具
6	体位変換器
7	手すり（取付けに工事を伴わないもの）
8	スロープ（取付けに工事を伴わないもの）
9	歩行器
10	歩行補助つえ
11	移動用リフト
12	自動排泄処理装置
第 4 ②に係るもの	
1	腰掛便座
2	自動排泄処理装置の交換可能部品
3	排泄予測支援機器
4	入浴補助用具
5	簡易浴槽
6	移動用リフトのつり具の部分
7	スロープ
8	歩行器
9	歩行補助つえ

※平成 12 年 1 月 31 日老企第 34 号（最終改正：令和 6 年 3 月 15 日老高発 0315 第 6 号）厚生省通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」により示された基準に準拠する。

別表 2（第 5 関係）

区 分	基 準 額
第 4 ①に係るもの	1 月あたり 3 万円（税込）
第 4 ②に係るもの	1 年あたり 1 0 万円（税込）